

## 鹿児島市地域力再生検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 地域の諸課題を住民自らが共同で解決していくという地域力の再生を目指し、その核となる町内会その他の地域住民自治組織（以下「町内会」という。）の活動のあり方、活性化策等を検討するため、鹿児島市地域力再生検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 町内会の活動のあり方に関すること。
- (2) 町内会の活性化策に関すること。
- (3) その他地域力の再生に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に居住する者で公募に応じたもの
- (2) 学識経験者
- (3) 地域活動関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長等の職務)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民局市民部市民参画推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。